

野良のかぜ 街のかぜ

2011年
平成23年
12月議会



横山秀男の市政報告

●発行：日高市議会議員 横山秀男 ●連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台1-11-1 ●電話・FAX：042-982-0369
メール：k-yoko@s2.so-net.ne.jp ブログ：http://d.katera.ne.jp/hideoyok/

平成23年12月第5回定例会

議案質疑

市の固定資産税の算出ミスに伴う市税還付金及び還付加算金増額の内容と再発防止について質疑 西部消防組合設立に関し市の消防力減退懸念を確認 一般質問 廃棄物対策と市組織のマネジメントの方針及び行政改革について問う

平成23年12月、第5回議会の議案は15本、大体、3種類に分けられます。

① 一般会計、国民健康保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の平成23年度補正予算

② 条例改正等

③ 人事案件——2つの行政委員会と委員選任の同意と人権擁護委員委員の推薦に対する意見を求めることについて

3月議会で当初予算は議決されているので、その後の変更を行うには議会の議決が必要となる。回数制限はないが、日高市では定例会の開催に合わせて4回補正予算の審議が行われます。

市の固定資産税の算出ミスに

理由は、4月以降に決定された国や県の補助金、負担金交付金等の確定や変更、人件費、扶助費、公債の変更等で歳入歳出予算の過不足の追加を行います。

一般質問 廃棄物対策と市組織のマネジメントの方針及び行政改革について問う

補正予算以外の主な議案として「埼玉西部消防組合の設立について」の提出。消防統合については現在まで関係機関で2年近く検討されてきたが正式設立への議決です。

この他、12月7日に決議案第3号として「議長辞職勧告決議について」が提出者吉本新司議員、賛成者森崎成喜議員によって、動議として提出されました。日程変更で直ちに議題とされ、提案説明、質疑、討論、採決が行われ否決されました。

固定資産税返還に伴う増額補正を質疑

9月補正予算の歳出面の主な追加は、4月の人事異動による給料の変更を反映させるための項目が大半で、それ自体は淡々とした事務上の改定事項ですが、一般財源による事業費の追加補正に注目する必要があります。今回の補正での注目は、2総務費(款)、2徴税費(項)の税務事務「市税還付金及び還付加算金増3986万円」です。

これは横手台の中の法人の所有地について、市が10年以上にわたってがけ地補正を行わない通常の課税で固定資産税と都市計画税の過徴収を行い返還することに伴う還付

予算の不足額を計上した追加補正です。

私は、①市税還付金及び還付加算金の内容と原因 ②市税還付金及び還付加算金の支出の法的根拠」と2点から質疑を行いました。

本税3028万5000円 加算金1098万5000円 計4127万という巨額で市の財源が加算として失われたことは大きな問題です。5人がこの件で質疑しましたが私は増額に至る経緯と原因を確認し、国家賠償の判例、地方税法、市要綱等による支出根拠の整合を問いました。また組織としての再発防止策を確かめました。

統合による消防力の課題

「①設立の理由として市長はスケールメリットを挙げたが具体的にどのようなことか」ほか1点の質疑を行いました。

消防本部がまとめた課題検証集の中の「市境の到達時間の短縮と消防力の整備指針」による署所からの包括範囲」に関し、日高市における手薄化の発生の懸念を質し、この課題の今後の継続的検証を確認しました。

一般質問
★清流保全・生活排水処理事業の抜本的具体化と廃棄物行政のあり方
★日高市行政は内部統制が整い、マネジメントが機能する組織か
★議論の出発点としての市民にも分かる基本的財政認識について

1 市民生活部関係
生活排水処理について

◆質問の解説

9月議会での私の質問で、市が取り組むべき生活排水処理に関する基本的数字が明らかにになりました。合併浄化槽3746基、単独浄化槽2676基、くみ取り437基という基数。これが問題の前提で議論は全てここから発想しなければならぬ、ということです。

単独から合併への転換実績が平成22年度で12基。さらに保守と法定検査の11条検査が合併処理浄化槽全体の僅か9%、単独浄化槽全体のうちの1.2%。これが施策としての実績で実情からかけ離れた数値です。これは非常に厳しい数字ですが、対策への決意と計画を問いました。また市民集会所終了を踏まえてごみ有料化の実施の可能性を問う市の廃棄物行政の優先順位を質しました。

◆質問の一部抜粋

(1) 生活排水処理対策の事業計画について

埼玉県は平成37年目標、32年度中間目標とした生活排水処理施設整備構想を推進。これは市町村と連係度の高い一体計画です。

前回質問で、市計画が県計画に基づいていること、及び目標達成に極めて困難を伴うことを認識しつつも、それを克服する具体的事業化が十分なことが明らかとなった。現時点で、どのような目標と事業を設定したのか具体的な答弁を。

【再質問】以下は、「戸別訪問等の草の根作戦を実行する。高いハードルであるが、県の整備構想の実現に向けて努力する」という答弁を受けての再質問です。

結局、数値と期間という計画づくりの条件が明らかになっっているのに、計画に落とし込めないという理由は聞いておきたい。対象件数が膨大で計画期間に当てはめても、非現実的であり到底不可能なことは自明であることは分かる。しかし常に目標は認識しなければならぬと思うがどうか。

2. 廃棄物対策関係について

(1) 今後の廃棄物行政の方針について

今後の廃棄物行政の行方を左右するごみの有料化について、市民集会所終了を踏まえて伺う。述べられたあるいは提出された意見の統計的集約が成されたが、意見の内容にかかわらず「有料化」は既定の通り実施か。また実施に向けて今後のスケジュールは？

【再質問】以下は、「ごみの有料化の制度設計を進める」という答弁を受けての再質問で

◆質問の一部抜粋

平成15年以来、ごみ処理の問題は処理費用の増加、つまり物件費(委託料)の増大という財政課題として、市は捉えていたはずである。それを前提とすれば市の財政全体の検討の中で問題としなければならぬはずである。

また最初の質問でも明らかのように、生活排水処理対策の非常な後れを考えれば、廃棄物対策行政として力を注がなければならぬのは、ごみの有料化ではなく生活排水処理対策ではないか。これは自治体の責務としての一般廃棄物処理計画の重要課題である。

2 企画財政部関係
1. 内部統制について

◆質問の解説

選挙管理委員会の不適切処理、過去の案件とはいえ固定資産税過徴収等が明らかにになりました。この質問は、市民に最も良いサービスを提供するための組織として統率がとれ、組織運営の機能が最適に働いているかを問うものです。

(1) 内部統制についての今までの方針と対策について
 内部統制とは、簡単に言えば、組織の構成員の不正やミスを未然に防ぐ仕組みであり、リーダーは「知らなかった」「部下のやったことだ」とはならない組織。民間企業は商品・サービスの信用、顧客の信頼ということから当然のこと。自治体、公共団体にそれが乏しいことはかねて指摘されていた。日高市はどうか。

選挙管理委員会の不適切処理が明らかになった後、早々と人事異動を行った。これは個人的才覚・可能性に頼る一般的な手法だが、組織としての対策は何を行い、職員にはどんなメッセージを発したか。現状、未然に防ぐ対策はどうなっているか。また4つのCによる風土改革の位置づけは何か。

(2) 組織マネジメントの方針と今後の対策は？

市の組織は市長の命令が全て。市長による意思決定と伝達を行う仕組みはどうなっているか。

いるか。選管不適切処理はラインの末端で起こっている。コンプライアンス違反と紙一重の、日常業務におけるライン末端の同質の事例は発生していないか。組織としての意思決定と伝達の仕組みが十分機能していないように見えるがどうか。

【内部統制について再質問】

●内部統制についての今までの方針と対策について。

4つのCの精神論、建前論では不十分で、具体的ツールが必要ではないか。

●組織マネジメントについての方針と今後の対策について。

ポトムアップが機能して

ないからその問題発生ではないか。ラインと中間管理に問題は無いのか。事例として。

総合計画のスケジュール、マスタープラン策定委員会の任期1年延長、巾着田など。

業務の質量判断や説明責任

において、「こんなもんでいいんだろ」「こんな程度でいいんだろ」という自己判断やあいまい漠然としたもの。

いわゆる巷でよく言われる官僚主義的なものが組織に流れているのではないか。外部からは分からないが。

民間人材の採用及び内部監査を行ったらどうか。あるいはISOを取得することを考えたらどうか。4Cのような精神論ではない実践的・具体手法を作ったらどうか。

全体の組織マネジメントの統括責任者はだれか。副市長の見解は？

総務省の報告がある。平成

21年総務省は、自治体職員の不祥事が増えていることを重く見て「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革」という報告書を出した。

こういうものを参考にすべきである。

2. 第3次行政改革大綱について

統制がとれたマネジメントが機能する組織を一方で組み立てつつ、他方で地方主権の

動向に素早く対応し、拡大する事務事業をカバーしていく自治体を作っていく——自治

体経営にとって難しく困難な課題である。それを先んじて

やり遂げていく自治体となるかどうか。市民サービスと住

み易さの、自治体格差となる。日高市は大丈夫か。

第1次第2次の行政改革大綱をみながら心配・不安があった。私の質問は時間をかけて取り組むテーマばかりだが、考え方を伺う。

(1) 第1次、第2次大綱を踏まえた全体的考え方について

第1次、2次は平成17年

3月の総務省「地方行政改革指針」に基づく集中改革プランによるもの。新たな取り組みと数値目標の盛り込み。それ以前に1985年(昭和

60)、国が地方行政改革大綱を策定、地方自治体に指針。それを受けて3253全国自治体の87%2834が策定。

方針や重点項目の洗い出しを行った。

日高市は、平成17年の集中改革プランから。一周遅れの参加。その間十分な時間があり、先行事例の十分なベンチマークで内容充実できたはずだが不十分だったのでないか。第1次、2次を検証しているが、「行政改革大綱」というには不足な「業務改善

的な案件が多い。また「行政運営の改善」という言葉が頻出するが、明確さを書いて

いる。ゼロベースでの事務事業の統廃合、再編と財政面からの検討が非常に不足していたことを認識すべきと思うがいかかか。

第3次日高市行政改革大綱案には、「事務事業をチェックし、翌年度以降の実施計画と予算編成に活かす」という

ことで、初めて総合計画と予算編成との連携に触れた。その意味では、本当の行政改革大綱が第3次から始まるとみる。しかし「事務事業の廃止・統合・見直し、新しい事業への資源誘導」という考え方が

相変わらず希薄である。この言葉と決意なくして行革なしと思うがいかかか。

市民と行政の協働をうたっているが、市民参加条例の機械的適用と形骸化が進んでいると思うがいかかか。後期実施計画の「総括」の再検討が必要ではないか。

(2) 財政面からの考え方について

第3次案の中で、「財政基盤の確立・強化」をうたい、

中長期視点、目標と成果、費用対効果、歳入増加、歳出削減等に触れている。これは大

いに結構なこと。しかし財政の実態把握を市民、議会とも同じステージで議論する条件が整っているか。さらに整える用意はあるか。案においては、財政面の記述は7行に過ぎない。

(3) 行政改革の個別手法について

第3次案には、第2次、第3次には含まれていなかった新しい検討項目が採用されており、その意味では意欲的な案として評価できる。ここでは

個々の内容の検討には入らないが、案の概要をうかがいたい。

- ・ 総合計画と連動する行政評価制度
- ・ 公共施設運営基準
- ・ 補助金改革
- ・ ファシリティマネジメントの導入
- ・ 未利用市有地の有効利用

◆ 行政評価制度について

この制度の導入は行政改革に必須と思われるが、具体的にはどのような形になるのか明らかではない。これは百の言葉より、いかに誰でもが分かるような形で、チェック要

素をシートに盛り込むかが問われる。シート設計と実行案を見なければ、導入の効果については何とも言えない。まずは行政評価の具体的実物を明らかにすべきだがどうか。

◆個別改革事項について

公共施設運営、補助金、ファシリティマネジメント、未利用市有地——いずれの事項も正確なデータと分析が必要な大きな仕事と見受ける。基礎的判断データとしての全体を網羅した一覧と分析の情報開示が必要。この準備が整っているのかどうか。

個別改革項目の夫々は、いずれも行政改革の本丸を構成する石垣と考えられるが、しっかりした準備と分析を伴わないと、第3次行政改革大綱は所期の目的を達成できないと思うがいかがか。もし準備が間に合わなければ策定の延期を考慮すべきと考えるがどうか。

◆定員化計画

日高市は定員化計画を2000%以上を達成、埼玉県内自治体で2位の実績。早々と27年までの5カ年計画を

策定、17ページに及ぶ計画書を作成した。さらに第1位を目指す」と明言している。

内部統制、組織マネジメントの脆弱化が見られる組織がこのような目標を立ててほしいようぶか。定員削減の一方で個々の能力開発が伴うべきと考えるが、具体的方策はどうか。

【第3次行政改革大綱再質問】

第1次、第2次大綱を踏まえた全体的考え方についてうかがう。「市の事務事業全体に対して統廃合や財政面での検討を行っていない」とのことだが、総括にはこの観点は入っていない。前期実施計画52から後期34へ。18項目も削除。項目の対応ができていない。基準が分からない。全体としての信頼性がない。こういう資料の作り方自体が改革の対象ではないか。

実施計画引き継ぎでは、行政評価システムの導入は達成済み。総括では消滅しているこの経過をどう認識しているか。第1次、第2次には、当初から《行政評価制度》が入っていた。引き継ぎから総括を見ると、結局、5年間でシート設計もできなかった、とい

うことか。

行政評価制度は、総合計画個別事業と予算と連動したのか。先行事例参考はあるか。数値の相関関係を明確に示すのか。前計画の経過からすれば現時点での公表可能では。

1次、2次計画の進捗からすれば、マネジメントサイクルも行政評価制度の基本はできています。未利用土地の売却は、達成済みとして前期計画から削除されているが、この意味は何か。

定員適正化計画はボトムアップか一番でなければいけないのか。能力開発とボトムアップについて、提案制度の実態達成か。

3. 平成24年度予算編成方針について

(1) 予算編成の前提としての財政認識について

予算編成方針における財政面からの記述は僅か5行。これでは、財政が「極めて厳しい」と言っても説得的ではない。歳入予算、歳出予算の見積もりが、どのような具体的な財政認識のもとに行われているのか不明である。より市

行政委員会とは

行政委員会とは行政委員会第三者の視点で評価する外部機関として設けられています。

2つの行政委員会とは、公平委員会、固定資産評価審査委員会、この他に選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員がある。

公平委員会は、職員の待遇や処分に不服が不利益処分に関する不服申立を審査するため、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する

機関です。

人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。)の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間人です。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に基づいた課税に不服申し立てがあった場合に、審査し決定する。

行政委員会に関しては、「市の機関」としてはありますが、担当課は出ていますが、委員名も概要説明もありません

民にも分かりやすい根拠を示す必要があるのではないか。

(2) 重点施策について

選択と集中をうたっているが、重点施策の(2)「日常生活支援」について、その観点からの内容を具体的に示していたらきたい。

4. 中期財政計画について

(1) 中期財政計画の策定の考えは何か。

行政改革大綱も、予算編成も、事務事業によって総合計画に示されたまちづくりを

現していくわけであるが、この3つは最も重要な連関でありながら、下敷きとしてのキチンとした財政根拠に基づいた議論が不足している。他の計画にしても同様である。日高市は近隣自治体もやり遂げていない財務書類4表の完備が実現している。それを発揮して、財政健全化法の関係指標も含め市民に分かる中期財政計画を作り、すべての計画議論をそこから出発させるべきと思うがどうか。

